第2回がん検診事業の評価に関する委員会 平成19年8月27日 資料8

資料8:がん検診実施体制強化モデル事業

について

老発第号平成19年 月 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

がん検診実施体制強化モデル事業の実施について

今般、標記事業を実施することとし、別紙のとおり「がん検診実施体制強化モデル事業実施要綱」を定めたので通知する。

### がん検診実施体制強化モデル事業実施要綱

## 1 目的

市町村が実施するがん検診の受診者数、要精検率、がん発見率等のデータを収集し データベースを構築することにより、他の市町村との比較を行い精度管理に資すると ともに、データベースをホームページに公表することを目的とする。

#### 2 実施主体

がん検診実施体制強化モデル事業(以下、「モデル事業」という。)の実施主体は、 都道府県とする。なお、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の一部を、 モデル事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

## 3 実施体制

実施に当たっては、モデル事業が確実に実施できる体制を確保すること。

#### 4 実施方法等

- (1) 管内の市町村から、市町村が実施しているがん検診(胃がん・子宮がん・肺がん
  - ・乳がん・大腸がん検診)のうち次の情報を収集しデータベースを構築すること。
  - ・検診実施方法、対象者数、受診者数、要精検率、精検受診率、陽性反応的中度、 がん発見率、市町村事業におけるがん検診の事業評価の手法について(がん検診に 関する検討会中間報告)の別添2の事業評価のためのチェックリスト(市町村用) の回答、市町村のホームページに掲載されているがん検診の実施情報等へのリンク など
- (2) 上記 (1) に加え、各種健診機関におけるがん検診に係る各種指標、企業における福利厚生や健康保険組合等、独自の保健事業において実施しているがん検診に関する情報をできるだけ収集しデータベースを構築すること。
- (3) 収集した情報は、都道府県のホームページに公表すること。
- (4) 市町村から収集した情報は、「健康診査管理指導等事業実施のための指針の策定について(平成10年3月31日老健第65号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知)」に定める「生活習慣病検診等管理指導協議会」等において、事業評価の検証を行う際の資料とすること。

#### 5 経費の負担

国は、都道府県がこの要綱に基づき実施するモデル事業に係る経費について、別に 定める交付要綱に基づき、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うもの とする。

## 6 報告

都道府県は、厚生労働省の求めに応じて、本事業の実施状況等を厚生労働大臣あて 報告するものとする。

# 7 施行期日

この要綱は、平成19年 月 日から適用する。